

大分市屋外広告物特別規制地区

『大分城址公園周辺地区』



手引き

●作成の目的

大分城址公園周辺地区は、平成20年7月に景観地区に指定され、良好な景観形成に向け取り組みを進めています。そのため、地区の特性に合った広告物の表示や掲出が出来るよう、平成22年9月に大分市屋外広告物条例による特別規制地区に指定いたしました。

ここでは、大分市屋外広告物条例に定められた一律の基準を補い、地区の特性に合った広告物の表示や掲出を誘導します。

●対象の広告物

許可又は届出が必要な広告物は、大分城址公園周辺地区内に表示又は設置される広告物が対象となります。ただし、平成22年9月1日時点で既に適法に設置されている広告物については、適用を除外いたします。なお、既設の広告物に対して広告物を変更、改造する場合や新たに追加設置する場合には、対象となります。

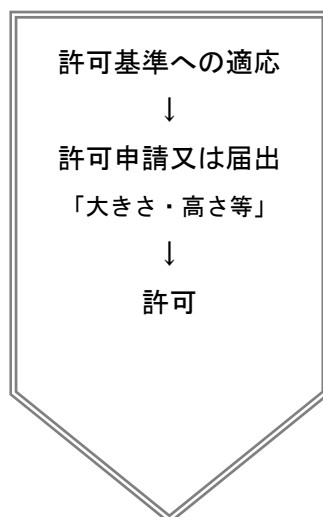
●手引きの運用

この手引きにより、事前協議の充実を図るとともに、大分城址公園周辺地区としてきめ細かな景観形成を推進します。

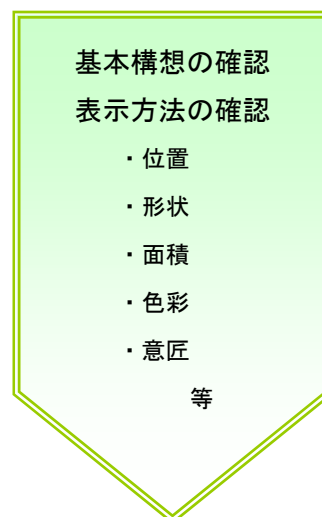
〈運用〉

- ・屋外広告を表示又は設置しようとする事業者が、事前に計画を検討する際の指針
- ・事前協議を行うことで、大分城址公園周辺地区としての屋外広告物に対する目標の明確化

大分市屋外広告物条例



手引き



【基本方針】

◆広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

大分城址公園は、大分市の重要な歴史的シンボルであると同時に、都心部に残された数少ないまとまった緑であり、都心の貴重なオアシス的な空間となっています。

また、大分城址公園の周辺には大分県庁、大分市役所をはじめとして、大分中央警察署、大分地方裁判所、大分家庭裁判所、アートプラザなどの重要な公共公益施設が集中しており、大分県、大分市の行政機能の中心地ともなっています。これらは西側で都市計画道路大分駅新川線、南側で都市計画道路駄の原細線に面し、優れた形態意匠の建築物と年月を経た緑とが相まって風格ある街並みを形成しており、大分市の目抜き通りを演出しています。

一方で、大分城址公園の北側から東側にかけては、古くからの低層住宅と新しい高層住宅の入り交じった地区が形成されており、新しい都心居住の時代に向けて居住環境の維持と増進が望まれています。

このような特徴を持つ本地区では、「歴史を感じさせるゆとりとおもみがあり、水と緑のうるおいある成熟したまちづくり」を目標に、以下の街並みの形成に向け、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

ア 大分城址公園に調和し、緑の印象豊かな落ち着いた街並みの形成

イ 目抜き通りにふさわしい連続感と調和のとれた街並み景観の形成

ウ 散歩や散策に適した、安心して楽しく歩ける界わいの形成



◆広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。

イ 広告物の規模(高さ、表示面積等)や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。

ウ 建築物による美しいスカイラインを維持し保全する。

エ 屋上広告物の掲出や表示、並びに形状に対しては、街並みの連続性を確保する。

オ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。

カ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。

キ 突出広告物は、歩行者の安全な歩行に配慮する。

【位置】

大分市荷揚町の全部、および大手町三丁目、城崎町一丁目、城崎町二丁目、城崎町三丁目、千代町一丁目、中央町一丁目、中島西一丁目、中島中央一丁目、府内町三丁目、都町一丁目の各一部



【許可】（条例第5条）

広告物を出す場合には、**市長の許可**を受けなければなりません。

《条文》・・・大分市屋外広告物条例第5条

広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

許可基準については、5ページを参照してください。

【届出】（条例第5条の2）

特別規制地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、基本方針に適合するよう努め、届出が必要となります。

■届出が要らないもの

- ・ 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- ・ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件で基準に適合するもの
- ・ 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- ・ 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示される広告物
- ・ 許可を受けた広告物又は掲出物件

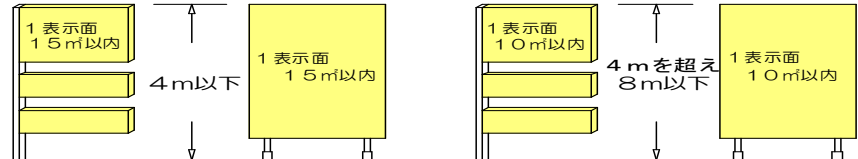
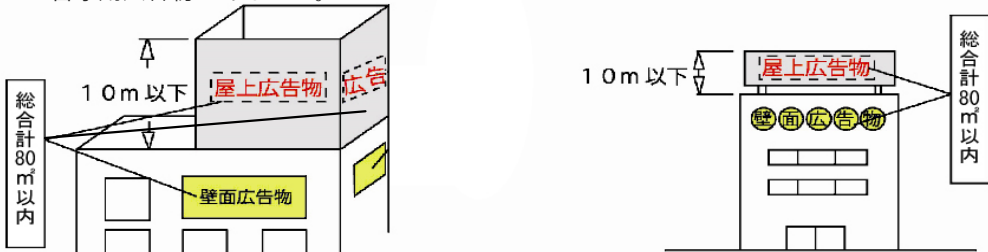
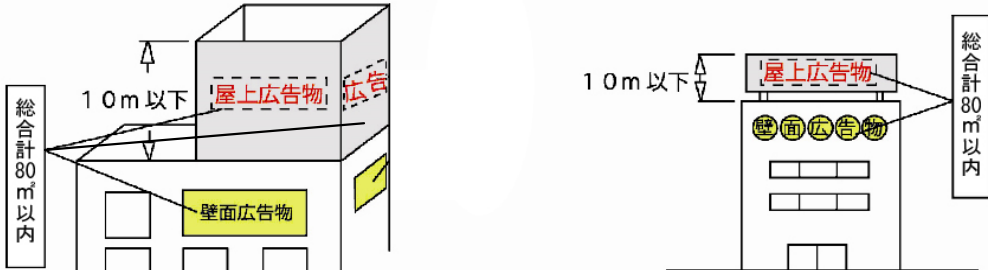
○冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件で基準に適合するもの

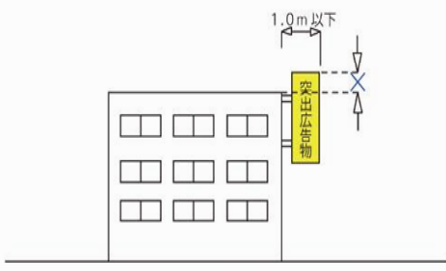
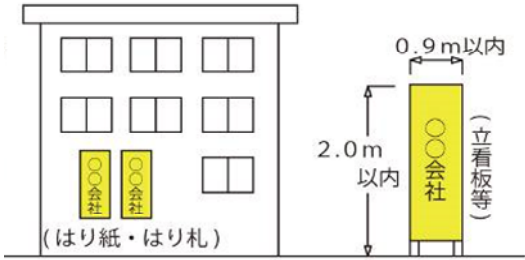
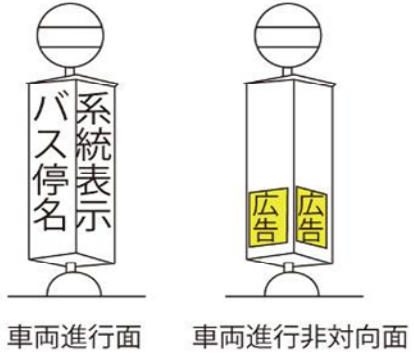
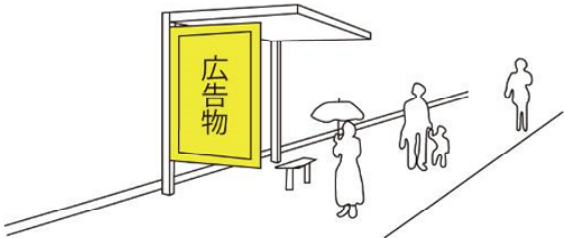
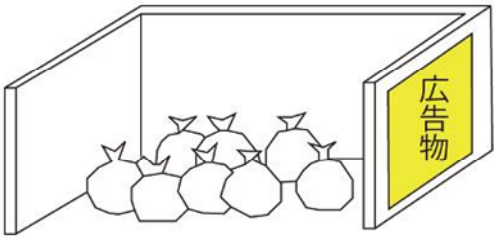
広告物の種類	基準
（共通）	広告物を表示し、又は設置する期間が1月以内であること。
はり紙	表示面積が0.5平方メートル以内であること。
はり札等	ア 表示面積が0.5平方メートル以内であること。 イ 表示個数が1壁面2個以内であること。
広告旗及び立看板等	幅0.9メートル以下、長さ2メートル以内（脚の長さを含む。）であること。
横断幕	表示面積が8平方メートル以内であること。

届出があった広告物について、基本方針の内容に照らし、必要があると認めたときは、必要な助言や勧告をすることがあります。

【許可基準】

◆ 広告物の許可の基準

	基準
共通	・ 道路その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という。）上に突出し、又は設置するもの（公共用施設上に突出する自立広告物を除く。）にあつては、その管理者の占用許可を受けること。 ・ 点滅機能及び映像機能を有しないこと。
自立 広告物	ア 表示面積の総合計は、15平方メートル以内であること。 イ 地上からの高さは、8メートル以下であること。 ウ 表示面積は、地上からの高さが4メートル以下のものにあつては1表示面15平方メートル以内とし、地上からの高さが4メートルを超え8メートル以下のものにあつては1表示面10平方メートル以内であること。 エ 公共用施設上に突出したものでないこと。 オ 自家用広告物であること。 
屋上 広告物	ア 素地の色彩が景観法（平成16年法律第110号）第61条第2項の規定により定められた大分市都市計画景観地区大分城址公園周辺地区（平成20年大分市告示第361号）の建築物の形態意匠の制限における色彩基準（以下「色彩基準」という。）に適合すること。 イ 表示面積が20平方メートル以内であること。 ウ 屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計が80平方メートル以内であること。 エ 広告物等の高さが当該広告物等を設置する建築物の高さの3分の2以下であり、かつ、10メートル以下であること。 オ 表示面が建築物の壁面と同一面上であること。 カ 自家用広告物であること。 
壁面 広告物	ア 素地の色彩が色彩基準に適合しない広告物の表示数が、1の住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たり複数とならないこと。 イ 表示面積が8平方メートル（素地の色彩が色彩基準に適合する広告物にあつては、文字部分の表示面積が20平方メートル）を超えないものであること。 ウ 屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計が80平方メートル以内であること。 エ 表示面積が1壁面の2分の1以内であること。 オ 広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと カ 自家用広告物であること。 

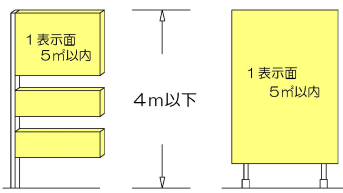
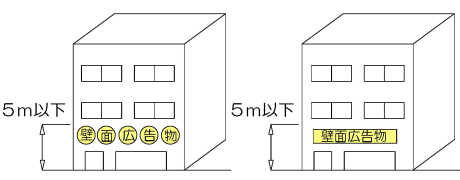
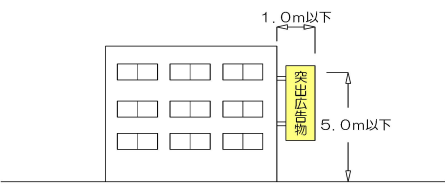
突出 広告物		ア 突出幅が1メートル以内であること。 イ 広告物の上端が当該広告物を表示し、又は設置する壁面の上端を超えないこと ウ 自家用広告物であること。
はり紙・ 立看板 はり札等		◆はり紙・はり札の面積は、0.5㎡以内 ◆はり札の表示個数は、1壁面に2個以内 ◆立看板等の幅は、0.9m以下、高さは2m以下（脚の長さを含む）
バス停留所 標識 広告物		◆広告物の個数は、進行車両の非対向面及び歩道面の2個に限る ◆表示面積は各表示面の面積の1／3以下 ◆広告物の位置は表示面の最下段
バス停留所 上屋 添加 広告物		◆表示面積は1表示面2.0㎡以内
ゴミステーション に設ける 広告物		◆広告物の個数は、1施設1個まで ◆表示面積は0.5㎡以下

※ 上記以外の広告物は、掲出しないこと。

◆許可を受けなくて出せる広告物の許可基準

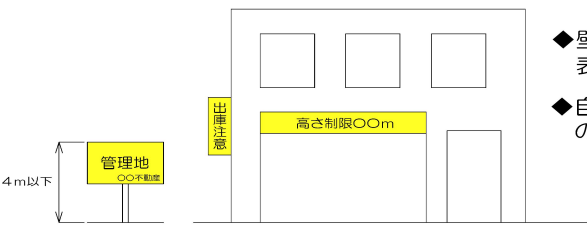
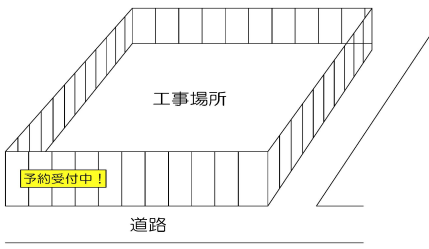
※特別規制地区の届出は必要です。

自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物や、自己の管理する土地又は建物に管理上設置する広告物等について、次の基準内であれば、許可を受けずに広告物を表示することができます。ただし、特別規制地区の届出は必要です。

共通	◆自家用広告物であること ◆表示面積の総合計は、1の住所又は事務所、営業所若しくは作業場あたり、20㎡以内 ◆道路その他の公共の用に供する施設上に突出したものでないこと ◆点滅機能及び映像機能を有しないこと
自立広告物	 ◆表示面積の総合計は10㎡以内
壁面広告物	 ◆広告物の上端の地上からの高さが5m以下であり、表示面積が1壁面の1/2以内かつ、5㎡以内（壁面に直接描出する場合は、高さ制限なし） ◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと
突出広告物	 ◆表示面積は5㎡以内 ◆突出幅は1m以下 ◆広告物の上端の地上からの高さは5m以下

◆その他の基準

自己の管理する土地または物件に、管理上の必要に基づき表示する広告物の基準

自己管理用広告物	○自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの  ◆壁面広告物、自立広告物、突出広告物で、表示面積は5㎡以内 ◆自立広告物は、広告物の上端から地上までの高さが4m以下
工所用仮設広告物	 ◆工事中に限り仮囲いに直接描出するもの ◆宣伝の用に供されているものの表示面積は5㎡以内で1個まで。（ただし、修景であるものはこの限りでない）

禁止物件に表示できる広告物の基準

(条例第4条第1項第2号、第7号、第8号、第9号又は第11号の物件をいう)

石垣・よう壁の類	送電塔・変電塔・送受信塔及び照明塔	煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類
◆表示面積2㎡以内	◆表示面積2㎡以内	◆表示面積2㎡以内

公益上必要な施設及び物件（奉仕広告物）

奉仕広告物に係る基準	共通	◆ 表示数は、寄贈等に係る1施設又は1物件につき1個とする ◆ 表示面積は、広告物が掲出されている方向から寄贈等に係る施設、物件を概観した場合の外郭線内を平面とみなしたものの1/10以内かつ0.5㎡以内
	ベンチ・ゴミ箱など	

政治資金規正法による届出を行った政治団体が設置する広告物

共通	◆ 表示者の連絡先を明記すること ◆ 表示又は掲出する場所又は施設の管理者等の承諾を得ていること
はり紙・はり札等 広告旗・立看板等	◆ はり紙及びはり札の表示面積は0.5㎡以内 ◆ はり札については、1壁面に2個以内

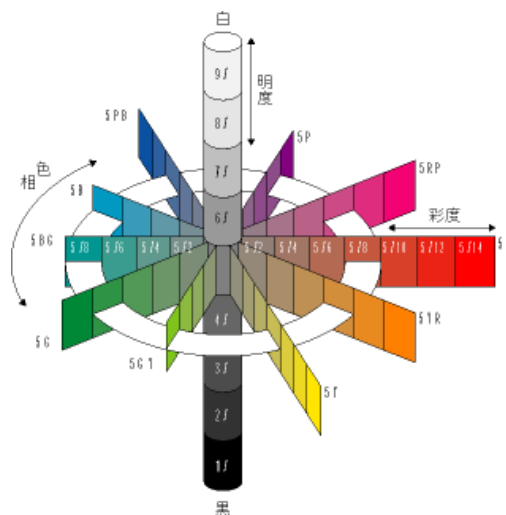
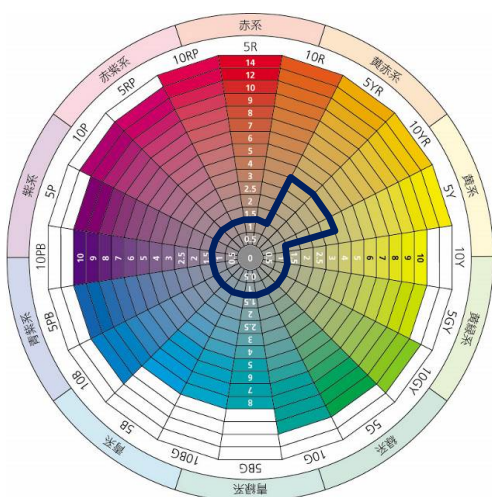
【色彩】

色彩に関する表示については、日本産業規格 Z8721（色の表示方法三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとします。

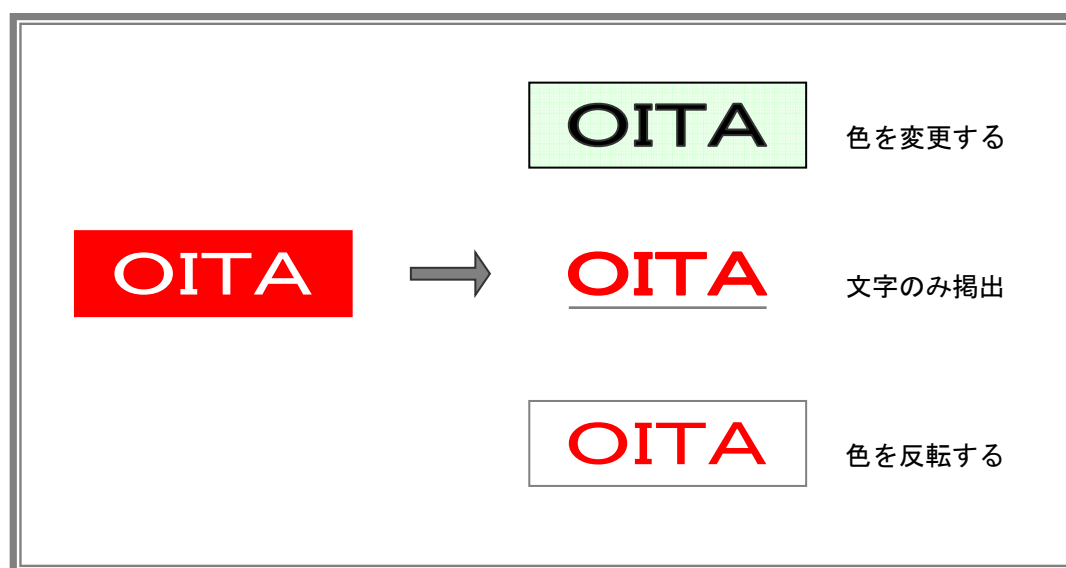
「屋上広告物および壁面広告物の素地の色彩基準」

大分城址公園周辺地区 景観地区における建築物の形態意匠の色彩基準に適合すること。

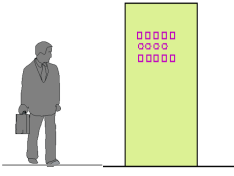
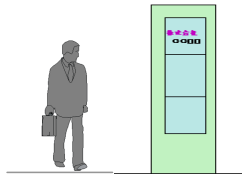
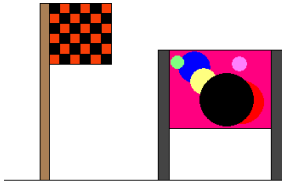
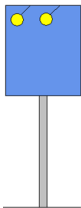
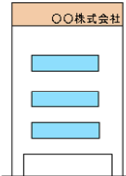
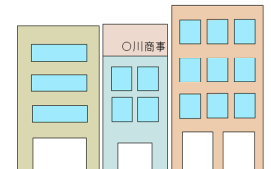
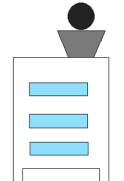
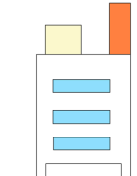
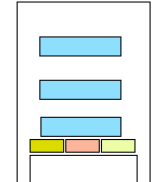
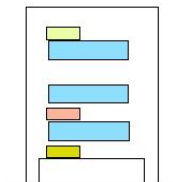
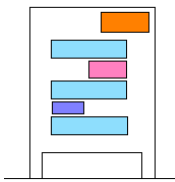
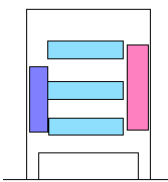
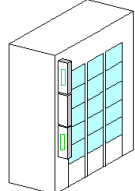
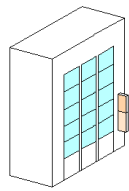
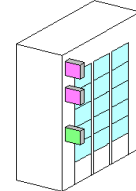
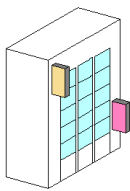
色 相	明 度	彩 度
0YR～5Y	—	3 以下
その他	—	1 以下（無彩色を含む）



【例図】



【具体的なイメージ】

	方針	パターン	
共通	○ 自家用広告物に限定し、むやみに設置数を増やさない。 ○ 規模（高さ、表示面積等）、派手さを抑え、落ち着いた形態意匠（含む色彩）とする。	良いもの 	好ましくないもの 
自立広告物	○ 街並みの連続性を阻害しない範囲内で、都心部の賑わい、活力を醸し出し、秩序と統一をもって掲出する。 ○ 交差点付近、施設の入口などアクセス動線・歩行者ネットワークを考慮して適切に、かつ必要最小限の数で効率よく配置するとともに緑や街並み景観と調和した意匠デザインとする。	 人の目線程度の高さに抑える。  テナント等を集約する。	 派手な色彩にしない。  圧迫感を与えない。
屋上広告物	○ 高さ、表示面積や形態意匠を、まちづくりの目標に即し、それぞれの特性、環境を損なわないようにする。 ○ 美しいスカイラインなど街並みの連続性を維持、保全していく。	 建築物と一体にする。  スカイラインを揃える。	 特殊な形状にしない。  違う形状の広告物を掲出しない。
壁面広告物	○ 高さ、表示面積や形態意匠を、まちづくりの目標に即して制限し、それぞれの特性、環境を損なわないようにする。 ○ 街並みの連続性を阻害しない範囲内で、都心部の賑わい、活力を醸し出し、秩序と統一をもって掲出する。	 低層部に集約する。  場所を揃える。	 バラバラな状態にしない。  建築物を阻害しない。
突出広告物	○ 街並みの連続性を阻害しない範囲内で、都心部の賑わい、活力を醸し出し、秩序と統一をもって掲出する。 ○ 十分な歩道空間を確保する。	 広告物を集約する。  低層部に集約する。	 突出しすぎない。  バラバラな状態にしない。



大分市屋外広告物特別規制地区

「大分城址公園周辺地区」手引き

編集・発行 大分市 都市計画部 まちなみ企画課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL. 097-537-5968 (直通)

FAX. 097-534-6120

E-Mail matikika3@city.oita.oita.jp

ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp>

「表紙」大分きれい100選事業応募作品

平成22年9月作成

平成24年7月改正

平成28年7月改正

平成29年4月改正